

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	社会保障・税番号制度の導入に伴う障害者総合支援システムの改修等について
----	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部障害者福祉課）

事業の概要

事業名	障害福祉サービス、特別障害者手当等支給（国制度）
担当課	障害者福祉課
目的	障害者総合支援システムについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法とする）を施行に伴う自治体間のデータ連携等に対応するため、システムの改修を図る
対象者	各種サービス受給者（障害福祉サービス等、特別障害者手当、障害児通所給付）
事業内容	<p>障害者福祉課では、障害者福祉全般に係る情報の一元管理及び保守性・効率性の向上を図るため、「障害者総合支援システム」を開発し、平成26年4月より利用している（平成25年第1回及び第3回本審議会承認・了承事項）。</p> <p>平成28年1月の番号法施行に伴い、平成29年7月から番号法・条例で定められた事務において、自治体間等で保有データの連携が行われるが、障害者福祉課の保有するデータのうち、次のデータについて提供が求められている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害支援区分情報（区分、有効期間）、障害福祉サービス情報（サービス種類、有効期間、利用月、負担月額）、自立支援医療情報（支給年月） 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 給付情報（給付年月日） 3 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害児通所支援情報（サービス種類、有効期間、利用月、負担月額） 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 支給情報（支給期間、手当月額） <p>上記データについて、情報政策課が設置する団体内統合宛名等システム（※1）へ提供するための仕組みを障害者総合支援システムへ追加する。なお、今回のデータ連携では住民番号を用いて対象者の特定を行うため、個人番号を障害者総合支援システムで扱うことはない。</p> <p>※1 他自治体へのデータ提供は、団体内統合宛名等システムを介して行う</p> <p>【対象者数】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自立支援給付受給者数・・・障害福祉サービス受給者数：約1,850名 自立支援医療受給者数：約1,000名 2 療養介護・施設入所受給者数・・・療養介護受給者数：約30名 施設入所受給者数：約220名 3 障害児通所給付受給者数・・・約500名 4 障害児福祉手当等受給者数・・・障害児手当受給者数：約80名 特別障害者手当受給者数：約230名 経過的福祉手当受給者数：約10名

件名 社会保障・税番号制度の導入に伴う障害者総合支援システムの改修について

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	資料1のとおり
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 各種サービス受給者(障害福祉サービス等、特別障害者手当)のほか障害者手帳交付者並びに当該各種サービス受給者及び障害者手帳交付者の世帯に属する者 2 記録項目 資料1のとおり 3 記録するコンピュータ 情報システム統合基盤個別業務システムサーバ(情報政策課設置)
新規開発・追加・変更の理由	番号法施行に伴い、平成29年7月より開始される自治体間等でのデータ連携のための仕組みをシステムに追加するため
新規開発・追加・変更の内容	<p>下記データ項目について、一定頻度で団体内統合宛名等システムヘデータを送付する(初回のみ全件、以降変更があった場合に差分を送付)</p> <p>住民番号、自立支援給付情報(支援区分情報、サービス種類、有効期間、利用月、負担月額)、自立支援医療(支給年月)、施設入所・療養介護給付情報(給付年月日)、障害児通所支援情報(サービス種類、有効期間、利用月、負担月額)、特別障害者手当等支給情報(支給期間、手当月額)、住登外対象者情報(氏名、生年月日、住所)</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先との契約書には、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。 2 開発作業は事業者の環境にてダミーデータを用いて行う 3 実データをセットアップする際は、区職員が行い、委託先が必要な支援を行う。
新規開発・追加・変更の時期	平成28年3月1日 契約締結、開発開始 3月下旬 本稼働

**件名 社会保障・税番号制度の導入に伴う障害者総合支援システムの改修業務
の委託について**

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	資料1のとおり
委託先	北日本コンピューターサービス株式会社【プライバシーマーク取得企業】
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【サービス受給者(障害福祉サービス等、障害児通所給付、特別障害者手当等)に係る情報項目] 住民番号、自立支援給付情報(支援区分情報、サービス種類、有効期間、利用月、負担月額)、自立支援医療(支給年月)、施設入所・療養介護給付情報(給付年月日)、障害児通所支援情報(サービス種類、有効期間、利用月、負担月額)、特別障害者手当等支給情報(支給期間、手当月額)、住登外対象者情報(氏名、生年月日、住所)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(情報システム統合基盤個別業務システムサーバ(情報政策課設置))
委託理由	障害者総合支援システムの開発業者であり、システムの改修委託を実施するノウハウのある唯一の事業者であるため
委託の内容	障害者総合支援システムに、上記情報項目を一定頻度で団体内統合宛名等システムへデータを送付する機能を追加する(初回のみ全件、以降変更があった場合に差分を送付)。
委託の開始時期及び期限	平成28年3月1日から平成28年3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 開発作業は事業者の環境にてダミーデータを用いて行う。 2 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 3 実データをセットアップする際は、区職員が行い、委託先が必要な支援を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 2 作業内容及び作業予定内容について、作業前に報告を行い、作業終了後は作業内容を作業報告書にて報告させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

